

# 道路運送車両の保安基準

昭和26年 7月28日 運輸省 令 第67号

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

平成20年10月15日 国土交通省 令 第85号

## 改正前

## 改正後

- 本則 -

施行日：平成20年10月15日

(施錠装置等)

第十一条の二 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車及び被牽（けん）引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が三・五トンを超える自動車及び被牽（けん）引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置 **又はかじ取装置**には、施錠装置を備えなければならない。

2 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置 **又はかじ取装置**に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二トンを超える自動車、三輪自動車及び被牽（けん）引自動車を除く。）に備えるイモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置をいう。）は、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(施錠装置等)

第十一条の二 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車及び被牽（けん）引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が三・五トンを超える自動車及び被牽（けん）引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、**かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動装置を除く。）**には、施錠装置を備えなければならない。

2 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、**かじ取装置又は制動装置**に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽（けん）引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二トンを超える自動車、三輪自動車及び被牽（けん）引自動車を除く。）に備えるイモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置をいう。）は、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- 本則 -

施行日：平成20年10月15日

(座席ベルト等)

第二十二條の三 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二條第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むこ

(座席ベルト等)

第二十二條の三 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第二十二條第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる座席（第二号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むこ

とができるものを除く。)並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの イ 乗車定員十人未満の自動車 ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のもの (第三号に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて、前向きなもの(以下この表において「前向き座席」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下「第二種座席ベルト」という。)
	前欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。)
二 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの (前号ロ及び次号に掲げるものを除く。)	前向き座席 (告示で定める基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
三 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの (高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
四 貨物の運送の用に供する自動車であつて、	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並	第二種座席ベルト

とができるものを除く。)並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの イ 乗車定員十人未満の自動車 ロ 乗車定員十人以上の自動車であつて、車両総重量が三・五トン以下のもの (第三号に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて、前向きなもの(以下この表において「前向き座席」という。)	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト(以下「第二種座席ベルト」という。)
	前欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト(第二種座席ベルトを除く。以下「第一種座席ベルト」という。)
二 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの (前号ロ及び次号に掲げるものを除く。)	前向き座席 (告示で定める基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
三 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員十人以上のもの (高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
四 貨物の運送の用に供する自動車であつて、	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並	第二種座席ベルト

車両総重量が三・五トン以下のもの	びに自動車の側面に隣接する座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
五貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

車両総重量が三・五トン以下のもの	びに自動車の側面に隣接する座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
五貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

2 前項の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 第一項の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 **十人以下**の自動車には、第一項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。

2 前項の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 第一項の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 **十人未満**の自動車には、第一項の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。

- 改正法・附則・題名- ～平成20年10月15日 国土交通省 令 第85号～

施行日：平成20年10月15日

◆追加◆

附 則（平成二〇・一〇・一五国交通令八五）

- 改正法・附則- ～平成20年10月15日 国土交通省 令 第85号～

施行日：平成20年10月15日

◆追加◆

この省令は、平成二十年十月十五日から施行する。